



会報

平成26年2月28日発行

発行者 大谷賢一
編集責任者
窪田則道
0142-25-3333
委員 遠藤一英

行政むろらん

No.143 発行所 北海道行政書士会室蘭支部

平成26年 室蘭支部 新年研修会・交礼会開催

去る1月19日、登別グランドホテルにて新年恒例の研修会が開催されました。内容は「特殊車両通行許可申請実務研修」の第三回目と「職務上請求書の記載方法について」の2本立てで行われ、充実した研修会となりました。研修会後は懇親会が開催され、大いに交流を深めることができました。



◆「第三回特殊車両通行許可申請実務研修」講師:長久会員



◆「職務上請求書の記載方法について」講師:土井会員



・研修会後の懇親会の様子



・場所を移して二次会

北海道行政書士会室蘭支部

行政書士大谷賢一事務所内

〒059-0032 登別市新生町2丁目13番地6

TEL0143-86-3360

FAX 0143-86-3330

本会の動き

日時	会議体	支部からの出席者
12月12日	支部長会	大谷支部長
12月13日	第11回常任理事会	高橋理事
1月24日	第12回常任理事会	高橋理事
1月24日	賀詞交歓会(+新春業務セミナー)	大谷支部長、土井副支部長、高橋理事、甲田理事、田中理事、窪田理事
1月25日	第3回理事会	土井副支部長、高橋理事
2月14日～15日	第13回常任理事会	高橋理事

<賀詞交歓会(1月24日)の様子>



・新春業務セミナー(テーマ:「北海道農業について」)



・賀詞交歓会(高橋はるみ知事の挨拶)



・室蘭支部からの出席者

支部の動き

支部理事会

開催なし

平成25年度くらしの無料相談会実施状況

(50音順・敬称略)

<室蘭市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
12月	中小企業センター	高橋・羽立	3件
1月	中小企業センター	甲田・高橋	4件
2月	中小企業センター	永石・三浦	4件

<登別市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
12月	鉄南ふれあいセンター	大谷・正源	0件
1月	鉄南ふれあいセンター	大谷・正源	0件
2月	鉄南ふれあいセンター	安部・正源	7件

<伊達市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
12月	カルチャーセンター	遠藤・堀	0件
1月	カルチャーセンター	松本・窪田	0件
2月	カルチャーセンター	松本・窪田	0件

<洞爺湖町・豊浦町>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
12月	洞爺湖ふれあいセンター	後藤・吉田	0件
1月	豊浦中央公民館	後藤・吉田	2件
2月	洞爺湖ふれあいセンター	後藤・吉田	2件

支部研修開催状況

- ◆平成25年11月30日
特殊車両通行許可申請実務研修 第1回目 講師:長久則夫会員 中小企業センター1F
- ◆平成25年12月14日
特殊車両通行許可申請実務研修 第2回目 講師:長久則夫会員 中小企業センター1F
- ◆平成26年1月19日
特殊車両通行許可申請実務研修 第3回目 講師:長久則夫会員 登別グランドホテル
- ◆平成26年1月19日
職務上請求書の記載方法について 講師:土井伸会員 登別グランドホテル

後輩行政書士が先輩事務所を訪問し、様々な観点からインタビューをさせて頂く企画の連載第三回目です。今回は室蘭の畠山先生です。それではよろしくお願いします!!

◆行政書士になったきっかけを教えてください。

一昭和49年に試験を受け翌50年に登録しました。当初は、先輩行政書士の桑原先生の事務所に勤めさせて頂きました。桑原先生は当時まだ開業からあまり時間が経っていなかったものの年齢は既に60歳を過ぎており、当時まだ若い自分と二人三脚のような形で働かせてもらいました。10年ほど勤めたのち、独立し東町に事務所を構え、その後現在の事務所(日の出町)に移転しました。

◆当初はどのような種類の業務が多かったですか？

一最初は建設業許可がメインの業務でしたが、社労士の資格も取得したので、社会保険/労務関係の業務の比率も少しずつ多くなりました。それから、自分はメンバーではありませんでしたが、当時あった『車庫証明センター』が昭和55-6年に業務を終えた後は、メインの建設・労務を補完する程度ではありますが、徐々に自動車関係の仕事も来るようになりました。

◆顧客に対応する上で大切にしていることを教えてください。

一基本は、依頼や相談がきた一つ一つの仕事を着実に誠実にこなしていくことだと思います。顧客は困っているから相談にくるのであって、その人にどれだけ安心感を持ってもらえるか、不安をいかに取り除くかが重要。それができれば間違いなくリピーターになってもらえると思います。

・行政書士としてはもちろん適法で公正な回答やアドバイスを提供するのが当然の原則ではありますが、本当に困っている顧客が求めているのは必ずしもそうではないことがあります。法規や制度には当然グレーな部分もあり、ブラックは論外だが、行政書士としてはあくまでもホワイトな部分に足場をしっかり置きつつも、頭では顧客の困難をいかに解決するかを徹底的に考えること。そうすれば今度は顧客も必ずこちらを大切にしてくれます。

・そうやって着実に顧客の困難を解決していくことにより、紹介や口コミで顧客を徐々に増やしていけたと考えていますが、同時に、ある程度仕事が増えてからは、ひとつの業種に限定してしまうのはリスクがあります。たとえば建設業だけをやっていると、不況で建設業自体がダメになるとその影響をもろに受けてしまうので、常に業種変革を図る/ウェイトをある程度分散させるという意識も、長く事務所を経営していく上では重要です。

・そういう意味では、開いた時間などは有効に使って、いろいろな分野の勉強をして幅広い知識を身につけることが非常に大切です。たとえば仕事が一段落してある程度の時間ができたときなどは勉強をする非常によい機会です。

◆先ほども出た、事務所を長く経営していく上で大事なことは何でしょうか。

一経験が少ないうちは選り好みせず様々な経験をするのがよいと思います。何事も勉強だと思います。私も失敗やミスは数知れませんが、従業員を抱え、かつ事務所を長期に亘って経営していくためには、必ずしもそうではないこともあります。当然ながら様々なタイプの顧客がおり、たとえば「何でも言うことをきいてくれ」というスタンスの顧客や、少々無理難

題を持ちかけてくるケース、また「言った言わない」の問題になりやすい顧客等々、事務所や従業員を守るために、やむを得ずある程度顧客を見極めなくてはいけないこともあります。金額的には喉から手が出るような案件でも、後から悩むよりは早めに手を打っておいたほうがよいこともある。やはり、仕事を長く続けるためには、従業員含め、楽しく明るく取り組んでいくのが大切ではないでしょうか。

◆これから活躍していく行政書士へのアドバイスをお願いします。


一胆振だけを見ても人口/企業数ともに減少しており、また地域にインパクトや呼び水をもたらそうという行政の動きも顕著なものは見られません。従来どおりの行政書士のやり方だけをやっていても、仕事が減ることはあっても増えることは期待しにくいのが現状です。

・こういった状況の中で仕事量/業務量を増やしていくために重要なことは、「地域限定になるな」ということです。これからはネットの重要性が今以上に増していくので、ネットをうまく使って自分のアピールできる部分を積極的に発信し広範囲の顧客を対象にサービスを広げていくことも大事ではないかと思えます。

・一方、業容についてみると、現在、行政書士会としては成年後見やADRの分野に参入しようとしていますが、いかにも後追いの印象を拭えません。すでに様々な士業等が基盤を持っているのが実態です。成年後見等の高齢化に対応した分野自体は有望と思いますが、戦略としては出足が遅かったと感じますし、同じことを他と同じようにやっても大きな効果は見込めません。

・行政書士の本来あるべき姿は、どのような分野であっても「とりあえず困ったらまず行政書士に相談する」というものだと思います。顧客としては困ってもどこに相談を持っていけばよいかよくわからないし、行ったら行ったで「たらい回し」に遭うことも多々あると思います。制度自体はますます多様化していく中で、行政書士が顧客にとっての一次的な窓口となり、様々な情報を持って、いろいろな行政窓口や各士業間の調整や司令塔の役割を果たすことができるようになれば、困った顧客はまず行政書士を通過するようになると思います。これから団塊の世代が65歳を超え、多様な相談の受け皿という意味でビジネスチャンスは大いにあると思います。

・そのようにして、変化する時代に対応して、行政書士としての基盤をしっかり作っていかないと、たとえ個々の行政書士は能力次第で何とかやっていけるとしても、行政書士総体で考えると、次世代以降の行政書士が困難に直面することになる可能性が高いと思います。一人の行政書士で基盤を作るのが困難であれば、センタのような形態を取ることもできるし、支部として取り組むなど、組織としての対応を検討すべきかもしれません。

これから将来に向けて行政書士業務をやっていく上で非常に貴重で、かつ示唆に富むお話を聞かせて頂きました。お忙しい中ご協力を頂きありがとうございました。 

お知らせ

◆災害時における行政書士業務相談員候補者名簿について

かねてより室蘭支部にて調整を進めておりましたが、「災害時における行政書士業務の支援に関する協定」が、平成26年2月13日に洞爺湖町と北海道行政書士会との間で締結されました。

この協定は行政書士の社会貢献及び行政書士業務の認知啓蒙においても有益なものです。つきましては、実際に災害が発生し、町より本会に支援依頼があった場合に相談所にて相談対応にご協力を頂ける会員の名簿作成をいたしますので、ご協力を頂ける会員は支部長まで連絡をおねがいたします。



・締結式の様子(H26.2.13)

◆支部主催研修会実施内容に関するアンケート結果について

過日実施された、「今後実施してほしい研修内容」に関するアンケート結果は以下のとおりです。

◇会計記帳 :6票	◇遺言書 :5票	◇法人設立 :5票	◇内容証明 :4票
◇建設業許可 :3票	◇風俗営業 :3票	◇車庫証明・ 自動車登録 :3票	◇経営事項審査 :2票
◇相続 :2票	◇業際問題 :2票	◇産廃業 :2票	◇成年後見 :2票
◇農地法、家族法、NPO法人設立、事務所経営、自動車運送事業 :各1票			

◇その他:法人/株主総会/取締役会議事録作成について :1票

◆印紙税法の一部改正について

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税となります。

【編集後記】

◆今年の冬もようやく終盤に近づいてまいりました。私、2月を以って40歳台に突入しましたが、最近どうも腹が出てきているのが気になり、成人病対策も兼ね、春に向け心機一転ダイエットに挑戦しております。歩く機会を増やしたり、毎日欠かさずスクワット・腕立て伏せ等の筋肉トレーニングをしておりますので、春になってからどのような成果が出るかが今から楽しみです。これから暖かくなってまいりますが、まだまだインフルエンザが流行しているようですので、皆様も健康にはお気をつけてお過ごしください。🍀